

第1期事業年度

事業報告

自 平成27年11月25日

至 平成28年 3月31日

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

通信・放送・郵便事業に係る海外市場は ASEAN 等のアジアを中心として成長を続けてきており、今後の海外需要の拡大が見込まれています。我が国経済の持続的な成長のためには、そのような海外における新たな事業機会を捉え、国内需要と共通する潜在的な海外需要を積極的に開拓することで、我が国の事業者の収益性の向上を図る必要があります。

しかしながら、海外において通信・放送・郵便事業を営むに当たっては、規制分野であるが故の政治リスクやそれに伴う需要リスクの影響が大きく、民間だけでは参入が進みづらい状況にあります。

当社は、こうした認識の下に平成 27 年 9 月 4 日に施行された「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法」に基づき、海外において通信・放送・郵便事業を行う事業者等に対し、資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことを目的として発案され、平成 27 年 11 月 25 日に設立登記を完了し、同年 12 月 1 日より本格的に業務を開始いたしました。

設立以降、当社は直ちに上記の目標を達成するために必要な人材を各方面から登用し、各種社内規程の制定を含む社内体制の構築等、業務遂行に必要な社内基盤の整備を行ってまいりました。その結果、本格的に業務を実施するための社内基盤の構築は順調に進んでおり、また、ファイナンスや通信・放送・郵便事業に関する専門性を有する多様な人材が参集し、従業員は 15 名（平成 28 年 3 月 31 日現在）となっております。

同時に、業務開始直後から、多様なソースから案件の相談が持ち込まれてきており、当社では情報管理に十分配慮しながら積極的に案件の相談に応じてまいりました。この結果、3 件の支援対象案件について、当社の投資戦略会議における意思決定を経て、本格的な支援検討を開始いたしました。

また、平成 27 年 12 月 25 日には、当社の目的を達成するための業務として、海外において放送事業を行う事業者等に対し、我が国の放送事業者が有する放送番組やその編集上必要な資料を提供することについてのあっせんや、放送に従事する者の養成を行うことについて、総務大臣より認可を受けました。

このような初年度における活動の結果、当期の業績は、経常損失 1 億 8 千 2 百万円、当期純損失 1 億 8 千 2 百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資につきましては、事務所を開設するための内装工事及び備品の整備等を行いました。その結果、当期の設備投資額は、5 千 5 百万円となっております。

(3) 資金調達の様況

当社は、政府からの18億7千2百万円の出資のほか、当社の趣旨に賛同いただいた企業から18億7千2百万円の出資を受け、計37億4千4百万円の出資金をもって設立されました。

(4) 対処すべき課題

当社は、通信・放送・郵便事業に関し、我が国の事業者の海外展開を支援していくことを目的としています。

各国において政府による規制が比較的に強いこれら分野では、政治リスクやそれに伴う需要リスクの影響が大きいことを踏まえ、当社は長期リスクマネーの供給を中心とした支援を行います。また、案件組成の過程においては、当社の参画により、相手国政府等との交渉力を強化すること等を図ります。

当社としては、総務省告示の支援基準及び官民ファンドの運営に係るガイドラインに従いつつ、政策的意義と収益性の両立が図られることを重視した投資を行います。

投資に当たっては、当社は民業補完に徹することを基本としつつ、長期リスクマネーを供給することによって民間資金を誘発する「呼び水効果」の実現を図ります。

このような方針の下、国際的な通信・放送・郵便事業に関する動向や投資環境の把握に努めた上で、関係企業や総務省をはじめとする関係政府機関等とも緊密に連携しつつ、可能な限り多数の投資案件の組成を目指します。

併せて、投資案件の組成に向けたプロセスの中で、海外の通信・放送・郵便事業に関する投資のノウハウを蓄積するとともに、引き続きファイナンス等に関して専門性を有する人材の登用を進め、当社のミッションを達成するための組織体制を強化してまいります。

(5) 財産及び損益の様況

(単位：千円)

区 分	第1期		摘 要
	〔 自 平成27年11月25日 至 平成28年 3月31日 〕		
経常損失	182,265		
当期純損失	182,581		
1株当たり当期純損失(円)	2,438		
総資産	3,582,359		

純資産	3,561,418	
1株当たり純資産額(円)	47,561	

(注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社の主な事業は次のとおりとなっております。

- ① 当社が支援決定を行った対象事業者に対する出資
- ② 当社が支援決定を行った対象事業者に対する基金の拠出
- ③ 当社が支援決定を行った対象事業者に対する資金の貸付け
- ④ 当社が支援決定を行った対象事業者が発行する有価証券及び対象事業者が保有する有価証券の取得
- ⑤ 当社が支援決定を行った対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- ⑥ 当社が支援決定を行った対象事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証
- ⑦ 当社が支援決定を行った対象事業者のためにする有価証券の募集又は私募
- ⑧ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣
- ⑨ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
- ⑩ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する知的財産権の移転、設定若しくは許諾又は営業秘密の開示
- ⑪ 上記⑩に掲げる業務のために必要な知的財産権の取得をし、若しくは移転、設定若しくは許諾を受け、又は営業秘密の開示を受けること
- ⑫ 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分
- ⑬ 債権の管理及び譲渡その他の処分
- ⑭ 上記①～⑬に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
- ⑮ 対象事業を推進するために必要な調査及び情報の提供
- ⑯ 上記①～⑮に掲げる業務に附帯する業務

⑰ 上記①～⑱の業務のほか、上記の機構の目的を達成するために必要な業務

(8) 主要な営業所

① 本社

東京都千代田区内幸町一丁目2番1号

② 主要な子会社の事務所

該当事項はありません。

(9) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15	—	41.8	0.28

(10) 主要な借入先 (平成28年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) 会社の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (平成28年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 10,000,000株

(2) 発行済株式の総数 74,880株

(3) 株主数 22名

(4) 株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
財務大臣	37,440	50.00%
住友商事株式会社	4,000	5.34%
日本電気株式会社	4,000	5.34%
日本電信電話株式会社	4,000	5.34%
富士通株式会社	4,000	5.34%
株式会社みずほ銀行	3,740	4.99%
KDDI株式会社	2,000	2.67%
日本郵便株式会社	2,000	2.67%
日本ユニシス株式会社	2,000	2.67%
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	2,000	2.67%

パナソニック株式会社	2,000	2.67%
三菱電機株式会社	1,600	2.13%
株式会社インテック	1,000	1.33%
株式会社野村総合研究所	1,000	1.33%
古河電気工業株式会社	1,000	1.33%
株式会社テレビ朝日ホールディングス	500	0.66%
株式会社テレビ東京ホールディングス	500	0.66%
株式会社電通	500	0.66%
株式会社東京放送ホールディングス	500	0.66%
日本テレビ放送網株式会社	500	0.66%
株式会社博報堂DYメディアパートナーズ	500	0.66%
株式会社フジクラ	100	0.13%

(5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成28年3月31日現在）

(1) 取締役、監査役の氏名等

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
取締役会長	高島 肇久	
代表取締役社長	福田 良之	
常務取締役	細井 浩之	
取締役	栗原 美津枝	株式会社日本政策投資銀行 常勤監査役
取締役	中村 家久	住友商事株式会社 理事 メディア事業本部長
取締役	三尾 美枝子	キューブM総合法律事務所 代表弁護士
監査役	梶川 融	太陽有限責任監査法人 代表社員会長

(注) 1. 取締役のうち、栗原美津枝、中村家久、三尾美枝子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、監査役は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 監査役は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	6人 (3人)	18,754千円 (3,085千円)	
監査役(社外)	1人	1,028千円	
計	7人	19,782千円	

(注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況(海外通信・放送・郵便事業委員会における活動を含む)

区分	氏名	主な活動状況
取締役 兼 海外通信・放送・郵便事業委員	栗原 美津枝	当事業年度開催の取締役会6回全て、海外通信・放送・郵便事業委員会1回全てに出席。銀行でのファイナンス業務等の経験を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外通信・放送・郵便事業委員	中村 家久	当事業年度開催の取締役会6回のうち5回、海外通信・放送・郵便事業委員会1回全てに出席。商社での海外投資業務等の経験を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外通信・放送・郵便事業委員	三尾 美枝子	当事業年度開催の取締役会6回全て、海外通信・放送・郵便事業委員会1回全てに出席。弁護士としての専門見識を活かし、社外の立場から発言。
監査役	梶川 融	当事業年度開催の取締役会6回全て、海外通信・放送・郵便事業委

		員会 1 回全てに出席。公認会計士としての専門見識を活かし、社外の立場から発言。
--	--	--

(注) 当社は「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法」に基づき設立された株式会社であり、同法第 17 条により、対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容の決定並びに株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定は、取締役会から海外通信・放送・郵便事業委員会に委任されたものとみなされています。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。当社は、当該定款に基づき、社外取締役及び社外監査役全員との間で、当該役員がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。

⑤ その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑥ 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（消費税を含みません。）

区分	金額
会計監査人としての報酬等の額	4,300 千円

(注) 監査役は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。監査役は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備について

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制について、以下を内容とする「内部統制システム基本方針」を取締役会において決議しました。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員及び社員が事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスが最優先される体制の構築を目的として、取締役会決議により「コンプライアンス規程」を定める。

- ① 当社は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスを統括する部署を設置し、各部署におけるコンプライアンス推進の体制を整備するとともに、コンプライアンスの実施状況について取締役会に定期的に報告する。また、コンプライアンスに関する事項についても取締役会に提言・勧告等を行う。
- ② 当社は、役員及び社員が遵守すべき法令及び社内ルールの具体的内容を明示した「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、研修等によりコンプライアンスの徹底を図る。
- ③ 当社は、法令又は社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほか社内外にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につき役員及び社員に通知する。

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

当社は、内部監査に関する「内部監査規程」を定め、実効性のある内部監査を実施する。

(2) リスク管理に関する体制

- ① 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として、取締役会決議により「リスク管理規程」を定める。
- ② 当社は、「リスク管理規程」に基づき、リスクの低減と防止のための活動及び危機発生に備えた体制整備を行う。
- ③ 重大な危機が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行う。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、適切に経営管理を行う。
- ② 当社は、「組織規程」及び「職務権限規程」に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図る。また、そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし、意思決定手続の機動性向上を図る。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」を定め、重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行う。

(5) 会社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、投資先企業等の企業価値の最大化を図る観点から、投資先企業等に対する株主権等の行使を適切に行う。

(6) 監査役の監査に対する体制

① 監査役への報告に対する体制

ア. 役員及び社員は、当社の業務執行の状況その他必要な情報を監査役に報告する。

イ. 役員及び社員が当社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項若しくはそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し当該事項を報告する。

ウ. 監査役は、職務の遂行に必要となる事項について、役員及び社員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は当該事項を報告する。

② 監査役を補助すべき使用人に関する事項

ア. 監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助する組織として、監査役室

を設置し監査役の指揮の下に置く。

イ. 監査役の職務を補助する使用人の人事など当該使用人の独立性に関する事項は、監査役の意向を尊重する。

③ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

上記項目に加え、監査役に対して以下の事項を確保する。

ア. 代表取締役、業務執行取締役、会計監査人との定期的な会合

イ. 子会社等の調査等の実施

ウ. アドバイザーとして独自に選定した弁護士・公認会計士等外部専門家の任用

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス室を設置し、社内のコンプライアンス委員会において幹部と問題意識の共有を図るとともに、コンプライアンス・ホットラインの設置等、コンプライアンス確保のための取組を進めています。

当社は、内部監査室を設置し、内部監査室は「内部監査規程」に従い、監査役と事前協議の上、内部監査の実施に関する取組を進めています。

② リスク管理に関する体制

当社は、危機管理本部を設置し、リスクマネジメントに関する方針の策定等を行っています。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第 17 条により、対象事業支援の対象となる事業者及び当該対象事業支援の内容の決定並びに株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定は、取締役会から海外通信・放送・郵便事業委員会に委任されたものとみなされています。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、取締役の経営判断、執行に関する議事録等必要な文書等を保存・管理しています。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社が存在しないため、該当事項はありません。

⑥ 監査役の監査に対する体制

当社は、社外監査役 1 名が、取締役会に出席するとともに、役員及び社員との面談を通じ、業務執行の状況、決算等の報告を受けるとともに、内部監査室から内部監査進行状況及び結果について、コンプライアンス室からコンプライアンスに関連する事項について適宜報告を受けています。

当社は、監査役の職務を補助する使用人として、3 名を補助社員（非専任）

として選任しています。

7. 親会社等との間の取引に関する事項
該当事項はありません。

本事業報告に記載の金額等は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。